９　　共同洗面所

■ 基本的な考え方

共同洗面所は、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

共同洗面所を設ける場合は、１以上を次に掲げる基準に適合するものとすること。

１　出入口　　●共同洗面所の出入口は、「４　内部出入口」の基準に適合する構造に準じたものとする。

２　洗面所　　●1 以上の洗面器は次のいずれにも該当するものとする。

(a)洗面器の高さは 70cm 程度の位置に設ける。

(b)周囲に手すりを設けるかカウンター方式とする。

(c)水栓器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする。

(d)男性用及び女性用の区分をする場合は、それぞれに設け、又は男性女性共に利用できるものを設ける。

■ 誘導基準

１　鏡　　○車椅子使用者の利用に配慮して、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 程度の高さで設置することが望ましい。

洗面器の高さと手すりの例

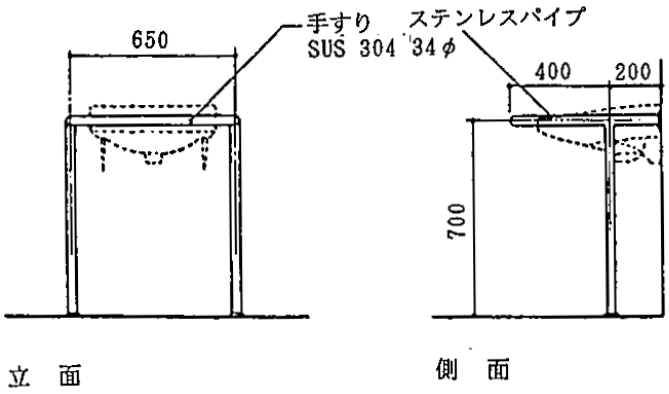
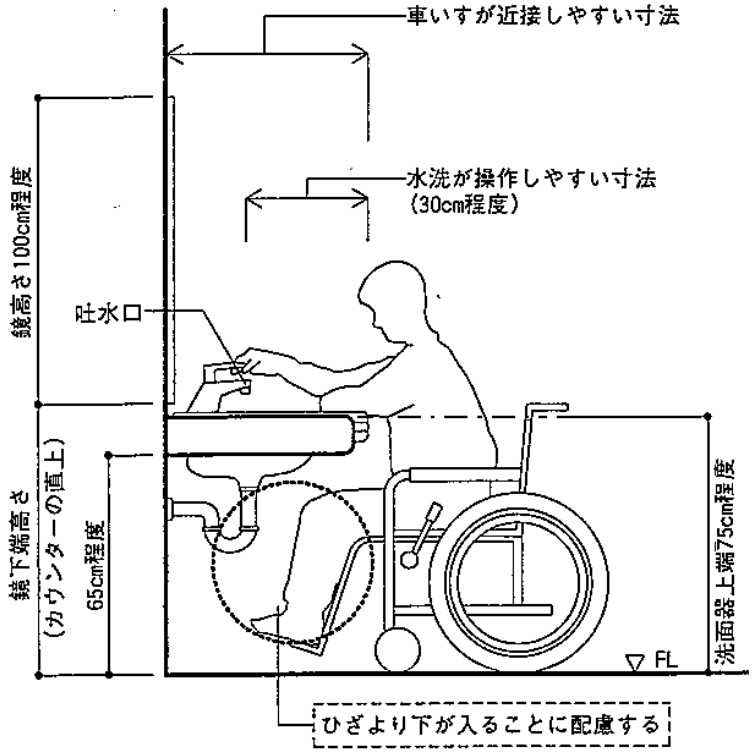
車椅子使用者が利用しやすい洗面化粧台の例